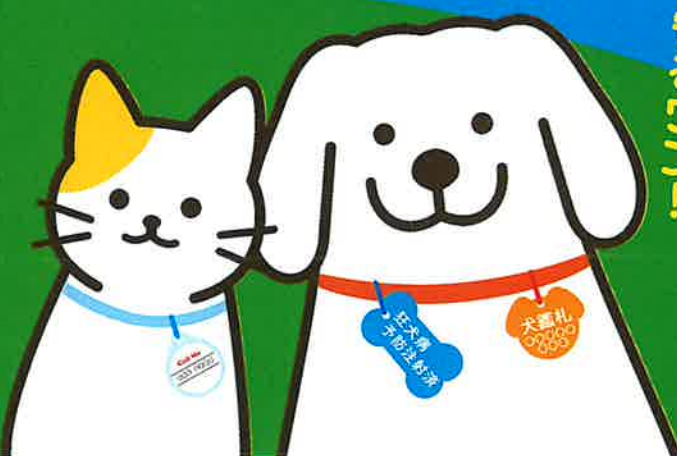


令和7年
7月1日施行

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が 施行されました。

県民の動物の愛護に関する意識の高揚、動物の虐待及び遺棄の防止等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、人と動物の共生する社会を実現するため、県民等の責務、愛護動物の所有者等の遵守事項、飼い主のいない猫への給餌ルール、多頭飼養の届出、特定動物の逸走時の措置等を規定した「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が令和7年7月1日から施行されました。

みんなでルールを
守るコン！



県、県民の責務、動物の所有者

県の責務

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し実施します。



県民の責務

動物の愛護についての理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めてください。

動物の所有者の責務

所有者は動物の終生飼養に努め、やむを得ない事情により終生飼養することが困難となった場合には自らの責任で譲渡するよう努めてください。

動物の愛護及び管理について県が実施する施策

普及啓発等

遺棄虐待の防止などの普及啓発、所有者明示措置の支援に取り組みます。

返還及び譲渡の推進

殺処分がなくなることを目指して、県で収容した動物の返還・譲渡に取り組みます。



市町村等との連携

市町村、動物愛護団体等と連携し、動物の愛護及び管理に関する施策を実施します。

所有者又は占有者の遵守事項等

愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項

●愛護動物全般に関するもの

愛護動物の所有者等は、公共の場所及び他人の土地等の汚損・損壊の防止、逸走防止、不妊去勢手術などの繁殖防止措置を講じ、適正な数の飼養を遵守してください。

●犬又は猫に関するもの

犬又は猫の所有者は、名札やマイクロチップなどの装着による所有明示措置を講じてください。



●猫に関するもの

猫の所有者等は、室内等の施設内での飼養に努めてください。



飼い主のいない猫への給餌等



飼い主のいない猫に給餌等を行う場合は、容器を用いて行い、給餌後は速やかに容器や残った餌等を回収し、周辺の生活環境に配慮してください。

※飼い主のいない猫への給餌を推奨するものではありません。
市町村や地域で、飼い主のいない猫への給餌についてルールを定めている場合は、そのルールに従ってください。

多頭飼養の届出

犬・猫を合わせて10頭以上飼養・保管している方は県知事への届出が必要です。

特定動物の逸走時の措置等

特定動物が飼養施設から逃げ出した場合等は県知事へ通報する必要があります。

※多頭飼養の届出や特定動物の逸走時の措置等に違反した場合は、過料や罰則の対象となる場合があります。

【お問い合わせ先】

沖縄県環境部自然保護課

電話：098-866-2243

メール：aa039004@pref.okinawa.lg.jp

詳細は沖縄県ホームページをご確認ください。

トップページ → くらし・環境 → ペット・有害生物 → ペット
→ 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例



沖縄県



殺 傷



遺 棄



正当な理由なく動物を闘わせ
外傷を負わせる



負傷、疾病、衰弱した状態で治療しない



多数の動物を飼養保管して衰弱させる

愛護動物の虐待・ 遺棄は犯罪です。

愛護動物を
みだりに殺し、又は
傷つけた場合

**5年以下の懲役 又は
500万円以下の罰金**

愛護動物を
虐待又は
遺棄した場合

**1年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金**

※愛護動物とは犬、猫、鶏、うさぎ、カメなど、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。

遺棄・虐待を
見かけたら110番！
または、こちらの
連絡先へ通報、
情報提供して
ください。

那覇警察署	098-836-0110
豊見城警察署	098-850-0110
糸満警察署	098-995-0110
与那原警察署	098-945-0110
浦添警察署	098-875-0110
宜野湾警察署	098-898-0110
沖縄警察署	098-932-0110

嘉手納警察署	098-956-0110
うるま警察署	098-973-0110
石川警察署	098-964-4110
名護警察署	0980-52-0110
本部警察署	0980-47-4110
宮古島警察署	0980-72-0110
八重山警察署	0980-82-0110

動物愛護管理センター	098-945-3043
宮古保健所	0980-72-3501
八重山保健所	0980-82-3243

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

沖縄県・沖縄県警察